

秋田市告示第169号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定し、廃止し、および変更したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和8年4月21日

秋田市長 沼谷 純

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
ほの花調剤薬局いずみ店	秋田市泉北三丁目17番17号	令和8年1月1日
デイサービスめぐり	秋田市南通亀の町4番7号	令和8年2月15日

2 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
秋田県厚生連あきた指定居宅介護支援事業所	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	令和8年3月31日
光峰苑ショートステイケアホテル鶴木台	秋田市添川字鶴木台65番地3	令和8年3月31日
ケアハウススマートライフ中通	秋田市中通一丁目4番4-401号	令和8年3月31日

### 3 変更

事業所名称		所在地	変更年月日
旧	訪問看護事業所エール秋田	秋田市高陽青柳町3番40号 タウニィ高陽201号	令和8年2月1日
新	ネコロボ訪問看護秋田店		
旧	訪問介護事業所エール秋田	秋田市高陽青柳町3番40号 タウニィ高陽201号	令和8年2月1日
新	ネコロボ訪問介護秋田店		
旧	エールデイサービス秋田店	秋田市下北手松崎字家ノ前 4番地4	令和8年2月1日
新	ネコロボデイサービス秋田店		